

# 財産評価 ～貸付金～

今回は貸付金の評価について見ていきます。

お金の貸し借りは一般的に銀行を通して行われますが、実務で出てくるのは身内にお金を貸したというケース、特に被相続人が同族会社にお金を貸していたというものです。

会社の業績が悪くなってきた、支払いのお金が足りない、個人資金を入れるしかないか・・・とか、会社にお金がないので給料がもらえない、とりあえず会社に貸していることにしておこう・・・などといった形で貸付金が増えていくのです。



## (1) 一般的な貸付金の評価

貸付金の評価額 = 元本 + 既経過利息 (相続開始時点でいくら利息がもらえるか)

貸付金の評価は基本的には定期預金と同じです。契約書に利息条項がある場合には忘れずに利息も計算しましょう。また、今回は貸付金がテーマですが、売掛金や未収入金、預貯金以外の預け金なども貸付金と同じように評価します。

設例) 元本 100 万円、利率 2% 後払い。1 月 1 日に貸し付けて 9 月 30 日に死亡した。

評価額 = 1,000,000 円 + 1,000,000 円 × 2% × 9 ヶ月 / 12 ヶ月 = 1,015,000 円

※利息が日割なのか月割なのかなど細かい点は契約書に従います。

## (2) 回収が不可能、または著しく困難な場合

貸付金が回収不可能にもかかわらず相続税を納めなければならないというのは納得がいきませんね。そこで、回収が不可能な場合や著しく困難な場合にはその金額は貸付金の元本に入れなくてもいいとされています。

ただし、回収不可能や著しく困難という点について簡単には認められません。債務者が破産宣告を受けた場合や複数いる債権者が協議により返済を据え置いたり、返済を免除したりするなど、周りから見るとこれは仕方ないと思ってもらえるような状況に限られます。



## (3) 会社に貸してるお金は回収不能?

会社が事業を行うにあたって、お金を借りるといのは一般的なことです。ただ、個人のお金をそれも相当額を借りているというような状況の会社は、ほとんどの場合業績の良くない会社なのではないでしょうか。そういった場合にはその会社の株価は相当低いかゼロになることもあります (株の評価方法については後日お話しします)。そのような場合でも会社に対する貸付金は「元本+利息」で評価をするのが原則です。実際、このようなケースで「この貸付金は回収不能なのではないか」と納税者と税務署が争うのはよくあります。が、ほとんどの場合・・・納税者が・・・負けています。

カツオ『3年経てば相続税の計算には入らないんだから (No23 参照)、もらっていたことにしちゃえば? でも税務署も黙っていないんだ。貸付金だろ! ? と主張してくるよ。』